告示

○内閣府告示第三百三十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十七年四月十日内閣府告示第七十一号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年五月二十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社静岡銀行

二　住所　静岡県静岡市葵区呉服町一丁目十番地

○内閣府告示第三百三十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十七年四月十日内閣府告示第七十一号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年五月二十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社中京銀行

二　住所　愛知県名古屋市中区栄三丁目三十三番十三号

○内閣府告示第三百三十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成二十七年四月十日内閣府告示第七十一号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年五月二十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　岡崎信用金庫

二　住所　愛知県岡崎市菅生町字元菅四十一番地

○国土交通省告示第九百十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月七日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間
北海道縦貫自動車道函館寄線	北海道茅部郡森町字石倉町六一〇番五四

供用開始の期日

平成二十七年八月八日〇時

○内閣府告示第三百三十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月十二日内閣府告示第三百二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年五月二十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社池田泉州銀行

二　住所　大阪府大阪市北区茶屋町十八番十四号

○内閣府告示第三百三十七号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月十二日内閣府告示第三百二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年五月二十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○内閣府告示第三百三十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、平成二十七年四月十日内閣府告示第七十三号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画に係る指定金融機関を平成二十七年五月二十七日付けで次のとおり指定したので、公示する。

平成二十七年八月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社四国銀行

二　住所　高知市南はりまや町一丁目一番一号

○国土交通省告示第九百十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年八月七日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年八月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間
北海道縦貫自動車道函館寄線	砂川市北光三三六番三から同市北光三四九番二まで

供用開始の期日

平成二十七年八月八日十三時

○中部地方整備局告示第百十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により基づき次のとおり告示する。

平成二十七年八月七日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

第１　起業者の名称　愛知県

第２　事業の種類　主要地方道豊田知立線改築工事（愛知県知立市**逢**妻町道瀬山及び西丘町西丘地内）

第３　起業地

１　収用の部分　愛知県知立市**逢**妻町道瀬山及び西丘町西丘地内

２　使用の部分　愛知県知立市**逢**妻町道瀬山地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛知県知立市**逢**妻町道瀬山地内から同市西丘町西丘地内までの延長269mの区間（以下「本件区間」という。）における「主要地方道豊田知立線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号の都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

主要地方道豊田知立線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により愛知県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により愛知県が道路管理者であることなどから、起業者である愛知県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

本路線は、愛知県豊田市保見町字井ノ向地内を起点とし、みよし市及び刈谷市を経由して知立市**逢**妻町西栄地内に至る延長20.5kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間は、自動車製造業等の工場及び大学等の存する刈谷市北部と名古屋鉄道知立駅及び官庁街の存する知立市中心部の中間に位置し、沿線住民の日常生活上の利用はもとより、物流経路として広く利用されている。

しかしながら、本件区間は、最小車道部幅員が6.2mと狭小な２車線道路であり、歩道等が未整備であることから、歩行者及び自転車（以下「歩行者等」という。）は、路肩及び車道部の通行を余儀なくされているなど、安全な通行が確保されていない状況にある。

本件事業の完成により、幅員が3.5mの自転車歩行者道が新たに整備されることから、歩行者等と自動車との交通が分離され、歩行者等が十分にすれ違うことができ、歩行者等の安全かつ快適な通行が確保され、円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。